

○ 財務省告示第百五十二号  
平成二十三年四月十五日より告示する。昭和五十七年大蔵省令第三十号（第五条第一項の規定に基づき、利付国債の発行等に関する省令）は、平成二十一年五月十一日付で施行された。

財務大臣 野田佳彦

四 発行方法  
三 用振替の法律及法項及び根柢記述  
二 一  
行 条件等を次とのとおり告示する。  
平成二十三年五月十一日  
成二十一年五月十一日  
令第三十号（第五条第一項の規定に基づき、利付国債の発行等に関する省令）は、平成二十一年五月十一日付で施行された。

で競競とて価のし定あ争争う札価振の以律社條九特回り  
あ争争す得格決、めつ入入へ格替適下へ平債第年別  
つ入入るらを定価らて札札に以を機用、「振替法」  
て札札もれ募を格れられ、「振替法」  
、と發のる入受競たと競争は受けけるもの  
財同行に価額け争利と競争は受けけるもの  
務時によ格にた入率と競争は受けけるもの  
大にとるをよ各札を日本銀行第  
臣行い發そり申に入わう（以下「振替法」という。）の規  
がわう行の加込おそれ、「振替法」に付けるものとし  
各れ（「發重みいのに」とする。）の規  
國る、下行平のて利お入価格格競の規  
債入価均應募率い札格格競の規  
市札格非格し募入とてで競競の規

六  
イ  
發

入価 札行競争額  
札格第参市及入価  
發競發競Ⅱ加場  
行争額行争非者特國  
入価・別債行争非者特國  
札格第参市行争  
入価法入札格決  
發競定  
の

う億額  
ち円面  
、金額  
特別で  
会計に  
に關す  
る法律  
第十三

込募各割各當も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応  
割内參額募応  
りに加を額募  
當お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のよ割高  
申応りりい

五  
ハロイ  
方募

入価法入札格決  
發競定  
の

争市る參てしひ価一を場  
入場も加、た価格國定特  
札特の者財後格競債め別  
發別にご務に競争入札特の者  
行參よと大行參入札特の者  
「加るに臣わされの行參よと  
と者發応がれの行參よと  
い・行募各る募一加るに  
う第へ限國る入と者發応  
。II以度債入と者發応  
非下額市札のう・行募  
価一を場で決。第へ限  
格國定特あ定一以度  
競債め別つを及非下額

七

ハ　ロ　イ  
　　払

非者特国札非入価込	行争	非者特国行争	非者特国	札非
価・別債発競札格	入価・別債	入価・別債	發競	
格第参市行争発競金	札格第参市	札格第参市	行争	
競I加場入行争額	発競II加場	発競I加場	入	

二

ハ　ロ

千二六二十二	でた条特	でた条特	でた条特	五面行十億額發四
円千百十万兆	三利第別	二利第別	二利第別	万金し二二面行十
九五五円三	千付一會	千付一會	十付一會	千額た條千金し六
十億千	四国項計	九国項計	五国項計	利第七額た條
億円三八	百債のに	十債のに	十債のに	千付一百で利第
七千百	八に規関	二に規關	三に規關	二國項十二付一
千三百五	十つ定す	億つ定す	千つ定す	百債の五兆國項
二百四十八	九いにる	九いにる	五いにる	億に規万二債の
三十億	億て基法	て基法	百て基法	七つ定円千に規
十五五	円、づ律	、づ律	、づ律	千いに、六つ定
十八万一千	額き第	額き第	円額き第	二て基同百いに
万三千百八	面發四	面發四	面發四	百はづ法七て基
	金行十	金行十	金行十	八、き第十はづ
	額し六	額し六	額し六	十額發六二、き

十二

口イ一

十  
十

發

九  
八

二

利入価・別債行争非者特国札非  
札格第参市及入価・別債発競  
発競II加場び札格第参市行争  
率行争非者特国発競I加場、入

入価発  
札格行行  
発競価  
行争格日

振額最  
替額面位金  
低入価・別債  
行争非者特国行争  
札格第参市札  
発競II加場發

年  
〇  
・  
二  
パ  
ー  
セ  
ン  
ト

十額募十額  
三面価三面  
錢金格錢金  
九額五額  
厘百厘百  
円以円  
に上に  
つにつ  
つきそき  
九れ九  
十九ぞ十  
九れ九  
円の円  
九応九

平す額の振  
成るの記替  
二。整載法  
十數又の  
三倍は規  
四年の記定  
四金録に  
五月額はよ  
十五に、る  
五よ最振  
日る低替  
も額口  
の面座  
と金簿

五万三千四百八十六億八千七百十七  
万円  
五百八十六億八千七百十七

十三

初期利子

規下は期た期平定、が金と成する次そ銀額し、十号の行を支次年期及翌休支業の年う算十月に第業日につ十日につい五にて号支當日だよ五同に払たしり日じ。おうる、算をいへと支出支て以き払し払

額面金額  $\times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$

十九十八十十十  
九八七八六五十四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

平財日額平利てを毎  
成務本面成子、支年  
二大銀金二をそ払四  
十三臣行額十支の期月  
から百五払日と十  
年円年う以し五  
四通知に四。前、日  
月つ月六各及  
十五をき十月支び  
日受けき十月  
百五間払十  
円日間に期月  
た者属に十  
すお五  
るい日